

～これからも地域の交通安全の向上にむけて～ うきは市立自動車学校「福岡警察本部長表彰受賞」



うきは市立自動車学校は県下唯一の公立自動車学校として、昭和 34 年設立以来、安全で良識ある初心運転者の育成に努めてまいりました。

今年 5 月、平成 28 年において福岡県公安委員会指定自動車教習所として初心運転者教育の向上に努力した功績により、福岡県警察本部長及び福岡県指定自動車学校協会長の連名表彰を受けました。

これからも、普通自動車・普通自動 2 輪車の教習をはじめ、高齢者安全運転講習、原付講習、小学生親子自転車教室、一般企業等の方に対する安全運転講習等を行いながら地域の交通安全センターとしての役割を果たして参ります。

ぜひ御利用ください。(写真＝市立自動車学校玄関前で、教職員と講習生のみなさん)

■お問い合わせ うきは市立自動車学校 Tel0943-77-3153

地域外の人材を招致して地域力を高める「地域おこし協力隊」の制度。「うきはブランド推進隊」として、現在9人がミッションに取り組んでいます。各隊員から、最近の取組を紹介します。

観光プランナー

菊池 隆寿

「うきは市 民泊会員さん」募集中！



観光プランナーとして、現在特に力を入れていたのが、うきは市内に滞在・宿泊していただく人を増やす取組です。

2月から4月にかけて、お試し宿泊を呼び掛けるところ、東京・埼玉・福岡・鹿児島からはるばる、うきは市の民泊を体験に来ていただきました。うきはの美味しい野菜の味に感激したり、庭先での体験で土産を作ったりと、それぞれの家庭での体験を気に入られ、大変満足して帰って行きました。

民泊のお客さんは「遠い親戚」だからこそ、普段通りの生活の延長で肩肘はらず、ありのままの「暮らしぶり」をおすすめ分けることで、うきはの魅力を感じていただけました。美味しい「食材」と「家族の団欒」には、うきはだからこそ感じることが出来る魅力が詰まっています。

そんな魅力を多くの人に感じてもらうための仕組みづくりを今年は頑張っています。週末限定や農閑期限定など、それぞれの家庭のできる範囲で旅行者の受け入れを行ってみませんか。

まずは一度、御相談しまして、受け入れに向けての話をしましょう。

■問い合わせ 080-444034589（うきは市 民泊部会）

商工業振興プランナー

竹森 聡子

皆様、U-B-I-C (Ukiha Business Cafe) という場所をご存じでしょうか。旧福岡銀行浮羽支店跡をリノベーションし、創業移住支援のワンストップ相談窓口を開設しました。そこに常駐しながら、うきは市内で頑張る中小企業・個人事業主・創業希望者の皆様のサポートをさせていただいています。

うきはよろず経営相談窓口（毎月第3火曜日）、創業支援セミナーの企画、女性起業家の支援等を行っています。起業したい方がいらっしやいましたら、ぜひU-B-I-Cへお越しください。

先月、石破茂・前地方創生担当大臣（写真中央）がU-B-I-Cに視察にいられた際、地域おこし協力隊との意見交換では緊張しましたが、「うきははってほんとに素晴らしいところですね」と言っていた嬉しかったです。私にも、いつの日かうきはで起業をしたいという夢があります。起業の先輩に出会えるこのお仕事は、私にとっても幸せです。こつこつ、ゆっくりと頑張ります。



食資源活用プランナー

門脇 美恵子

今年度が卒業の年になります。何度か広報紙のマンガで紹介していただきましたが、「食」をテーマに活動を行い、食を通じて人と資源と地域をつなぐ役割が私のミッションです。

これまで、市外への紹介・販売のためのマルシェや商品開発のセミナー・イベント等を行いました。今年も引き続き取り組んでいきたいと思っています。

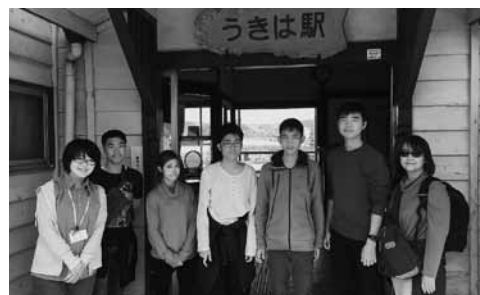
うきは市に移住して、毎日、山の景色に感動していますし、四季を通じての果物等の成長を観る事ができるこの環境も感激の要素です。



これまで、稲刈り・そば刈り・キウイ・レモン狩り・ブルーベリー・オリブ・お茶葉摘みと体験させていただきました。ゴールデンウィークには子どもたちの「ちまき作り」を地域の方々に教えていただきながら楽しく作業を行いました。このような交流を大事にし、協力隊の活動や存在を少しずつでも市内の方々に知っていただきたいと思っています。今年3月に、協力隊初の卒業生があり、これから入替わりが続きます。新しく移住される方もいらっしやいますので、どうぞお楽しみに。

インバウンド推進プランナー

矢倉 紗弥佳



4月20日、タイの写真家パニサさんが中学・高校の子どもたちを連れて、うきはを訪れてくださいました。滞在の目的は日本の魅力の由来を探る教育旅行。

今回、ブランド推進隊の矢倉さんと案内人を務めました。日本の土地に根差した生業を見たいということで、案内したのは河北農園の茶畑、ちくご手づくり村の麵工場、杉工場の家具工場。自然を相手に工夫の凝らした仕事現場に興味津々でした。

姫治小学校の授業見学では、小学生がタイの子ども達に日本の童謡を教えるといった微笑ましい場面を見ることができました。

また、宿泊先の民宿馬場では、美しい自然の中でくたくたになるまで遊びまわっていました。最後に子ども達から「また来ます」と笑顔のひとつ。

インバウンド推進に向けて何をするべきか、まだまだ手さぐり状態の私ですが、遠い国から来られた方とのご縁をひとつずつ大切に、うきはの素敵なお店を伝えていくことの大切さを学びました。

ノルディックウォーキング 体験会

2本のポールを使って歩くノルディックウォーキングをご存じですか？

加齢や運動不足により関節の動きも小さくなり、徐々に歩幅や歩行スピードが低下します。正しいフォームで歩くためには、筋力や柔軟性、持久力などが必要です。歩き方を意識することで、徐々に普段の姿勢も整い、関節の動きの改善による疾患の予防、エネルギー消費量の増加にもつながります。ぜひ一度体験してみませんか。



◆募集要項◆

- 開催日 ① 6月27日（火）、② 7月4日（火） ①、②ともに13時30分～15時30分
体験会終了後、自主サークルでの活動をご案内します。
- 会場 うきはアリーナ研修室、多目的アリーナ、その周辺の屋外（天候によって室内のみの活動）
- 内容 血圧測定・健康チェック、講話と実技の体験（①は基礎②は実践の内容）
- 対象 おおむね60歳以上の方
- 定員 10名
- 参加費 300円（初回のみ必要。レンタルポール料・会場使用料を含む）
- 持参物 水分補給用水またはお茶、室内用・外用運動シューズ、動きやすい服装（ジーパン不可、帽子等）
- 指導者 諫山千沙美、矢野和子（日本ノルディックフィットネス協会認定インストラクター）
- 申込み・問合せ

6月26日（月）までに、保健課介護・高齢者支援係（TEL75-4960）に申し込みください。

※定員になり次第、締め切ります。

自主活動サークル

UNW うきはノルディックウォークーズ

今年度から、毎週1回健康づくりを目的に、ノルディックウォーキングを楽しみながら、参加者同士の交流を深めています。現在登録者50名、毎回、市内の様々なコースを季節を感じながらノルディックウォーキングで散策しています。（月に1回はロングコース、年に1度は遠出も予定。）体験会でノルディックウォーキングの基礎を学んだ後は、楽しく実践あるのみ！日程については体験会でお尋ねください。 代表 中山 則弘



新年度の学生納付特例の 申請を受け付けています

学生以外の方の免除申請は、
7月以降の受付になります。

○学生納付特例とは

日本国内に住むすべてのひとは、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度では、学生本人の所得が一定以下であればよく、家族の所得は問われません。ただし、学校によっては、対象とならない場合があります。継続して免除を希望する人も、申請は毎年必要です。



●申請方法

次の添付書類に加えて、ご両親など代理人が申請する場合は身分証明書（運転免許書や健康保険証など）と印鑑、さらに申請人と別世帯の人が申請する場合は委任状をお持ちください。

※本年2月上旬までに前年度の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構からハガキ式の申請書が届いた場合は、そのハガキに必要事項を記入して返送すれば申請できます。

●添付書類

①国民年金手帳または基礎年金番号通知書

本年度に初めて国民年金の資格を取得した人が、資格取得届けと同時にこの申請をする場合には、添付不要です。

②学生であることを証明する書類

在学証明書（平成29年4月1日以降に発行されたものの原本）または学生証の写しをお持ちください。ただし、各種学校について

は、就業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類（在学証明書等で証明できる場合は不要）をお持ちください。

※会社などを離職して学生になった人は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証が必要ですよ。

○学生納付特例と

老齢基礎年金の関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付期間が10年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この10年以上という老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。（ただし、老齢基礎年金の受給額の計算には含まれません。）

老齢基礎年金受給のことを考えると経済的に余裕がある場合は、保険料を納付する方がお得です。

保険料の後払い（追納）は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、口座振替の早割制度、保険料の前納制度を利用されることをおすすめします。

○保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受け取る年金額を増額するため

にも、追納することをおすすめします。ただし、2年を超えて納付する場合は、当時の保険料に加算金がつきますので、卒業したら早めの納付をおすすめします。

○学生納付特例と

障害年金の関係

障害や死亡など不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金の申請には、「その事故などが発生した月の前々月までに保険料を滞納した期間が、被保険者である期間の3分の1以上ない」こと、または「その事故などが発生した月の前々月までの1年間に保険料の未納がない」ことが条件になります。

学生納付特例の承認を受けている期間は、保険料納付期間と同様にこの要件の対象期間になりますので、万が一のときにも安心です。ただし、学生納付特例の申請が遅れると、申請日以前に生じた不慮の事故や病気による障害については、障害基礎年金の請求ができない場合がありますのでご注意ください。

●問合せ

・市民生活課国保・年金係
Tel 7554973
・うきは市民センター浮羽市民課
Tel 7752112

森林セラピーとヨーガ

ゆっくり歩く、ゆっくり調える

■日 時 7月16日(日) 9時30分～15時予定 ※小雨決行

(うきは市民センター西側駐車場に9時30分までに集合)

○午前: 森林セラピー巨瀬川の源流散歩コース(約2.2km)

○昼食: うきはのセラピー弁当またはセラピーランチ

○午後: ヨーガ体験(マットは準備します。)

■ヨーガ講師 松本 明子 氏(うきは市癒しの旅先案内人協会)

■参加料 3,500円(当日支払い)

※森林セラピーガイド料、昼食料、ヨーガ体験料込み

■持参品 飲み物、タオル、雨具、帽子など

■服装 長袖、長ズボンの動きやすい服装、履き慣れた靴

●予約方法

7月10日(月)までに、うきは市癒しの旅先案内人協会(Tel.080-2714-6065)へ予約をお願いします。

※キャンセルは、実施2日前の17時までに必ずご連絡をお願いします。キャンセルが遅れた場合や当日ご参加いただけなかった場合は、キャンセル料が発生しますのでご了承ください。



オリーブ、椿を育ててみませんか



うきは市では、農商工連携事業取組の一環としてオリーブ、椿の栽培を推進しています。

オリーブオイルの販売も好評で昨年度分は完売し、オリーブの実の塩漬けも季節限定の人気商品となっています。また、カメラアオイル(椿油)も好評販売中です。

栽培に取り組んでいただける方にオリーブ部会及び椿研究会を通じて苗代の一部を補助します。

■植付け目安 オリーブ: 50本/10a、ツバキ: 100～150本/10a

■植付け時期 1月～3月中旬

■補助金額 予算の範囲内での補助となります。

新植…補助率1/2(1部会員あたり12万円を上限)

※今年度から補植は補助の対象となりません。

■申込期限 10月31日(火)までにお申し込みください。

●申込み・問合せ うきはブランド推進課商工振興係 Tel.76-9059



野外焼却の禁止

廃棄物(ごみ)の野外焼却は廃棄物処理法により禁止されています。違反した場合には罰則が科せられます。



◆禁止されているごみの「野外焼却」の例

- ・家の庭先等でごみを焼却する
- ・ドラム缶を使用してごみを焼却する
- ・ブロック囲いでごみを焼却する
- ・地面に穴を掘ってごみを焼却する
- ・法基準を満たしていない家庭用小型焼却炉でごみを焼却する

◆野外焼却禁止の例外

公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合は例外として認められています。

○農林業を営むためにやむを得ないもの(焼き畑、畔草や下枝の焼却等)

○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの(落ち葉焚き等)

※プラスチック類の焼却等、生活環境に影響を与える焼却行為は例外とはなりません。

※例外であっても、住宅地に近い場所などでの焼却行為は近所の迷惑になることがありますので、十分な配慮が必要です。(洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないなど)

●問合せ 市民生活課生活環境係 Tel.75-4972

保健課って どんなところ③

保健課には食育・健康対策係、介護・高齢者支援係、地域包括支援係の3つの係があります。今回は、地域包括支援係を紹介します。



地域包括支援係のしごと

地域包括支援係は、(1)「**地域包括支援センター**」業務と、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう(2)「**地域包括ケアシステムの構築**」にむけた様々な取組をしています。

(1)『**地域包括支援センター**』は高齢者のみなさんの生活をサポートします。

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、医療・保健・介護・福祉などさまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが配置され、連携して対応します。



こんな相談ができます！！



地域包括支援センターの支援



最近、歩きぶりが悪くなった、転ぶことが多くなった、外にあまり出なくなった、物忘れが心配・・・等



介護予防の教室等のご案内ができます。

介護保険の利用の仕方がわからない、リハビリをしたいと思っているけど、どうしたらよい？家のお風呂が入りづらい、病気で退院したがその後の生活が心配・・・等



介護保険制度や医療サービスについてご案内ができます。

介護申請をした後に、認定の通知が来ました。どうしたらよい？・・・等



「要支援1・2」の認定が出た方は、地域包括支援センターで支援します。「要介護1以上」が出た方は、支援をする事業所を紹介します。

最近、身体にあざがあるようだ・・・家族では十分な介護ができていないようだ・・・等



相談を受け、必要な支援を行い、虐待予防に努めます。

認知症で、お金の管理が難しくなった、様々な手続きができなくなった・・・等



「成年後見制度」活用の支援や関係機関を紹介します。

あれっと思ったら・・・早めに相談しましょう！！

早めに対応することで、高齢者の方がその人らしい生活を送ることがができます！！

●相談先 うきは市地域包括支援センター (Tel 75-4105)

(場所は、うきは市役所西別館の保健課内にあります。)

ピンクのジャンパーが目印です



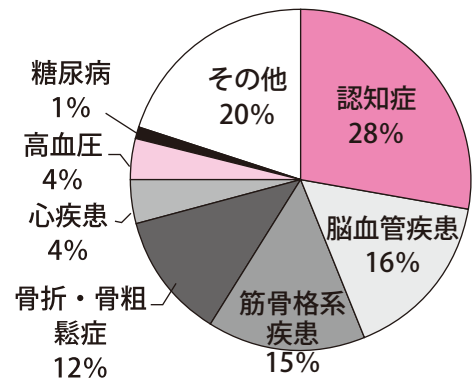
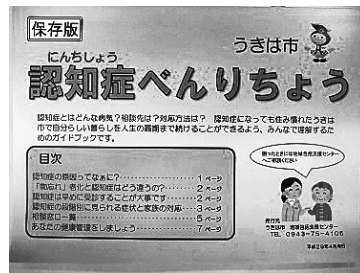
(2)『地域包括ケアシステムの構築』にむけた取組

地域包括ケアシステムの構築のために、在宅医療の推進や地域で生活を支える体制づくり等を行っていますが、今回は認知症への取組についてご紹介します。

私たちは『認知症になっても住み慣れたうきは市で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる』を目指しています！！

全国の認知症患者数は、厚生労働省によると 2012 年時点で約 462 万人（65 歳以上の高齢者の 7 人に 1 人）が、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には認知症患者数は 700 万人（65 歳以上の高齢者の 5 人に 1 人）へ増えると言われています。

うきは市においても、介護認定を受けている方の原因疾患 1 位は認知症となっており、認知症の方への取組が急務となっています。5 月 15 日に、全家庭に「認知症べんりちょう」を配布しています。ぜひ、ご活用ください！！



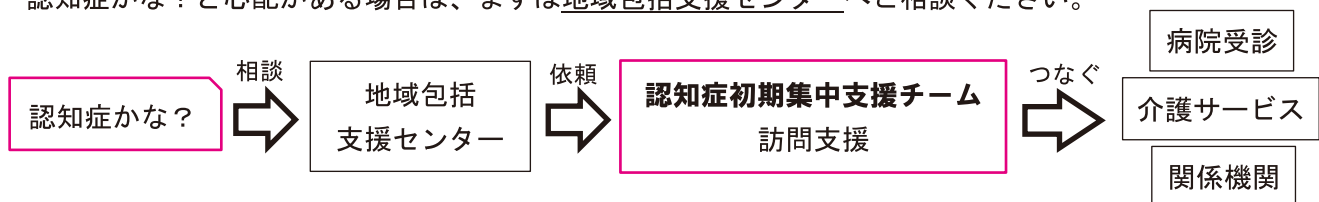
うきは市介護認定者原因疾患（H26.10月時点）

認知症は、できるだけ早く気づき、早めに受診することが大切です。それが、適切な医療や介護サービスにつながります。しかし、自分の状況を受け入れられない時期は「どうもない」と言って、受診ができなかったり、必要な介護サービスを拒否したりすることがあります。そのままの状態が続くと、認知症の方自身に困り事ができたり、生活しづらい状況になり、混乱が生じる場合があります。

このような方の対応をするために、今年度、うきは市では「**認知症初期集中支援チーム**」を立ちあげます。

認知症の専門職で構成する支援チーム員が、認知症の方（疑いの方）を訪問し、支援を行います。病院受診や介護サービス、関係機関へつなぎ、認知症の方の生活を支えます。

認知症かな？と心配がある場合は、まずは地域包括支援センターへご相談ください。



「最近物忘れがでてきたなあ～認知症かな？」と気づいても、なかなか相談まで踏み切れない……「まだ大丈夫。」「母が認知症と知られたくない。」「物忘れはあるけど認知症ではないだろう」と、まだ相談まではいいだろう…と思う方も多いと思います。

そのような方へ…「**認知症カフェ**」へ来ませんか？

「認知症カフェ」は、認知症の方や、家族、地域の方、医療や介護の専門職など、誰でも参加できて気軽にお話ができる場所です。相談等を受けることもできますが、お茶を飲みながらお喋りをして楽しんでもらえる場所にもなっています。

現在、うきは市では「オレンジカフェ三春」・「はじまるカフェ咸生閣」の2か所あります。毎月広報の1日号でご案内していますので、日程等ご確認いただき、ぜひお越しください。

●問合せ 保健課地域包括支援係（地域包括支援センター） TEL75-4105

子どもの人権 110 番強化週間

6月26日（月曜日）から7月2日（日曜日）までの1週間、「子どもの人権 110 番強化週間」として、「いじめ」や体罰、不登校や子どもの虐待など、子どもに関する人権問題の相談を受け付ける相談電話を設置します。法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、ぜひお気軽にお電話ください。

■日時

○6月26日（月）～30日（金）

8時30分～19時

○7月1日（土）及び7月2日（日）

10時～17時

■電話番号

Tel0120-007-110

※IP電話を利用される方は、

Tel092-739-4175 へお電話ください。



「子どもの人権 110 番」では、強化週間以外でも子どもの人権に関するご相談を、土日祝日を除く、毎日8時30分から17時15分まで（時間外及び土日祝日は留守番電話対応）受け付けています。

●福岡 Tel0120-007-110（フリーダイヤル）

6月23日から29日は 男女共同参画週間

平成29年度のキャッチフレーズは、公募により、

「男で^{まる}○、女で^{まる}○、共同作業で^{にじゅうまる}◎。」

に決定しました。

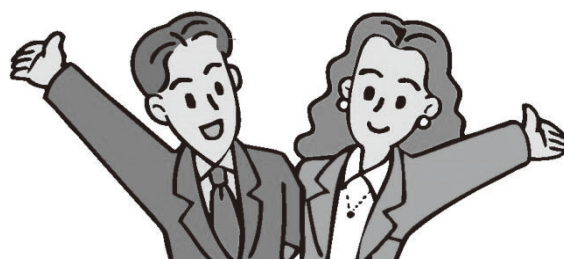
男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、みなさん一人ひとりの取組が必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

●内閣府男女共同参画局ホームページ

<http://www.gender.go.jp/>

●問合せ

うきは市男女共同参画推進室 Tel75-4980



児童手当の現況届について

6月分以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監護や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

対象の方には、6月上旬に現況届を同封した通知書を郵送しておりますので、6月30日までに提出をお願いします。※提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【現況届に必要な添付書類】

○請求者が被用者（会社員など）の場合 → 健康保険被保険者証の写し

○平成29年1月1日にうきは市に住民登録のなかった方

→ 前住所地の市区町村長が発行する**平成29年度所得課税証明書**

※この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

●問合せ 福祉事務所子育て支援係 Tel 75-4961

観光客も地元のみなさんも、市内を電気自転車でスィスイ巡ろう！

電動レンタサイクルで「うきは チャリ旅」

■電動自転車 2台（オートモードでの走行可能距離：約50～70km）

■料金 レンタル料 500円/日（現金）、保証金 1,000円（自転車返却後に返金）

※導入記念として、「おいしいクーポン」を購入された方にはレンタル料無料（8月31日まで）



【予約・貸出し】うきは市観光協会「土蔵」
（吉井町 1043-2、Tel 76-3980）

利用時間：9:00～17:00

※写真付きの身分証明書（免許証等）持参

ゆかた 着付け教室

ゆかたを着て夏祭りや、イベントへ出かけませんか！学生さん達で、親子で、ご近所同士で、職場仲間等で、参加しませんか。

日時

7月12日（水）
19時30分～21時30分

場所

生涯学習センター
2階 和室（大）

講師

うきは市民大学一般教養
学部着付教室

師範 佐藤 桂子

受講料

1人 300円

定員

20名程度

準備品

浴衣・半幅帯・肌襦袢・
腰ひも3本程・伊達締め
帯板など

申込み

7月1日（金）から受付

問合せ

生涯学習課社会教育係
Tel 75-3334

防災行政無線からの「火災放送」について

火災が発生した際に浮羽消防署から防災行政無線放送で火災発生場所等の情報をお知らせしていましたが、**火災への出動体制強化**のため、放送を担当していた消防署員についても一刻を争う火災現場へ出動しますので、**平成28年4月から火災放送を廃止**しています。（平成28年2月15日号及び3月1日号広報うきはに掲載しています。）

なお、平日の市役所開庁時間帯（8時30分～17時15分）に限り、市役所から火災放送を実施します。また、火災の発生をお知らせする「サイレン吹鳴」は、これまでどおり実施します。

火災情報をお知らせする方法は次のとおりです。

- ①久留米広域消防本部管内の火災情報（発生場所等）を24時間、電話で録音された火災情報を確認できる「**テレドームサービス**」（TEL0180-999-789）へ電話をかける方法。（同時に複数の電話に対応します。）
- ②携帯電話やパソコンへ火災情報を24時間、メールでお知らせする「**火災情報メール**」へ登録する方法。
- ③久留米広域消防本部ホームページの右上「火災発生状況」から確認する方法。
- ④うきは市役所（Tel 75-3111）へ電話をかけて確認する方法。（閉庁時間帯は1人での対応。）

「火災情報メール」への登録方法

スマートフォン、パソコンで登録する場合



- ①利用者登録用の次のアドレスまたは右のQRコードから入ってください。
<http://www.center-chikugo119.jp/fire/saigai/pb/mobile/pb.html>
- ②「災害情報メール登録」画面の「新規登録」を押す。※パソコンの場合、②は表示されませんので③へ進んでください。 ③「災害メール配信サービスについて」画面下の「新規登録」を押す。
- ④「利用上の注意事項」画面を確認後、「同意する」を押す。 ⑤「仮登録情報入力」画面にメールアドレスを入力し、「仮登録」を押す。 ⑥「仮登録完了」画面を確認し、仮登録完了メールの受信を確認。
- ⑦受信した仮登録完了メール内のアドレスに入ってください。 ⑧「利用者本登録」画面の■地域選択で、○市町村で選ぶ、○管轄する消防署で選ぶ、のどちらかを選び、「選択する」を押す。 ⑨「□地域選択（市町村）または（管轄消防署）」画面で情報を受信したい市町村等を選択し、「決定」を押すと「利用者本登録」画面に戻ります。 ⑩「利用者本登録」画面の選択した市町村等を確認し、「確認」を押す。 ⑪「入力内容確認」画面で内容を確認し、「登録」を押す。 ⑫「利用者情報登録完了」画面が表示されれば登録が完了になります。 ⑬確認のため「災害メールの本登録が完了しました。」のメールが届きます。

携帯電話で登録する場合



- ①利用者登録用の次のアドレスまたは右のQRコードから入ってください。
<http://www.center-chikugo119.jp/fire/saigai/pb/mobile/pb.html>
- ②「災害情報メール登録」画面の「1. 新規登録」を押す。 ③「新規登録メール送信」画面の「登録メール送信」を押す。 ④メール画面が起動しますので、そのままメールを送信してください。
- ⑤「仮登録完了」メールを受信しますので、仮登録完了メール内のアドレスに入ってください。 ⑥「利用者本登録」画面で、○市町村で選ぶ、○管轄する消防署で選ぶ、のどちらかを選び、「選択する」を押す。
- ⑦「（市町村）または（管轄消防署）」画面で情報を受信したい市町村等を選択し、「決定」を押すと「利用者本登録」画面に戻ります。 ⑧「利用者本登録」画面で選択した市町村等を確認し、「確認」を押す。
- ⑨「入力した情報を確認する」画面の内容を確認し、「登録」を押す。 ⑩「登録が完了しました」画面が表示されれば登録が完了になります。 ⑪確認のため「災害メールの本登録が完了しました。」のメールが届きます。

※市民協働推進課消防防災係にお越しいただければ、火災情報メールの登録を案内します。

※テレドームサービスは通話時間に応じた通話料、火災情報メールは受信1件につき通信料がかかります。

●問合せ 市民協働推進課消防防災係 Tel 75-4982

うきは市立図書館夏まつり 2017

7月16日
開催

参加
無料

市立図書館利用の方々に感謝を込めて、今年も好評の「図書館夏まつり」を開催します。どうぞ皆さんお越しください。

<夏まつり内容>

★オリジナルえんぴつ作り「もくねんさん」

乾くと木になるおがくずねんどを使って、自分だけのオリジナルえんぴつを作ろう！

- 会 場 図書館 3 階創作室
- 時 間 9 時 30 分～正午（材料がなくなり次第終了）
- 募集人数 35 人
- 参加費 無料
- 申込み 不要
- 対 象 小学生以下（未就学児は親子で参加してください）



★夏まつりスペシャル上映会

「トゥイーティのフライングアドベンチャー80 日間世界 1 周大冒険」
トゥイーティが世界 1 周の大冒険にチャレンジする楽しい映画だよ！

- 会 場 図書館 3 階小ホール
- 時 間 10 時～11 時 15 分
- 参加費 無料
- 申込み 不要

★夏まつりおはなし会スペシャル

大型絵本や、手あそびなど、楽しいおはなしをみんなにお届けします☆
おはなし会の最後にはプレゼントも用意しています！

- 会 場 図書館 3 階大会議室
- 時 間 14 時～15 時（予定）
- 参加費 無料
- 申込み 不要



★雑誌の付録プレゼント

図書館で購入している雑誌の付録を利用者の皆さんにプレゼントします。図書館のカウンター前に並べている付録の中から、ご希望のものをお選びください。お一人様一点限り、希望者が複数の場合は抽選とさせていただきます。子どもだけでなく大人も自由に参加できますよ。

- 日時 7 月 2 日（日）から申し込み可能
 - プレゼント引渡会場 図書館 1 階 おはなしコーナー
- プレゼント引渡及び抽選会は、7 月 16 日（日）15 時 30 分から行います。

ブックリサイクル

図書館での役割を終えた図書や雑誌を、無料でお譲りします。マイバッグをお持ちください。

- 期間 7 月 16 日（日）～7 月 20 日（木） 9 時～17 時
- 会場 図書館 3 階 オープンギャラリー



◀ 公共的な業務での功労者に贈られる叙勲「旭日単光章」が、大鶴寛己さん(6区、88歳、写真中央)に授与されました。

昭和50年から4期16年にわたり吉井町議会議員を務め、副議長などを歴任されました。

(写真=5月23日、市役所での伝達式)



▲ 市立図書館が、平成29年度子どもの読書活動優秀実践図書館に選ばれ、文部科学大臣表彰を受けました。みなさまの御支援にお礼申し上げます。



▲ 20年目を迎えた「棚田オーナー制度」(田植え祭り：5月27～28日、つづら棚田)



▲ 小塩ふるさと体験(椎茸菌打ち・田植え・稲刈り・そば打ち等、写真=田植え：5月28日)



▲ 第59回耳納連山山開き(吉井山の会主催、5月21日、鷹取山山頂での式典)



▲ 朝倉光陽高校と市が連携、うきは産大豆100%使用「うきうき納豆」を製造・販売(5月27日、道の駅うきは)



ゴミの投げ捨てをやめましょう!

▲ 毎年5月30日に近い一週間をごみゼロ(5・3・0)運動推進期間と定め、市内各団体が清掃に取り組まれています。(写真=5月28日、能楽区による美津留川の清掃)



▲ 5月16日、うきは市社会福祉法人連絡協議会(市内9つの社会福祉法人で構成)が、地域貢献活動としてJRうきは駅のホームの草取りなど清掃活動を行いました。



「アーティスト・イン・レジデンス」 うきは市を舞台にした 映画の制作発表会

今年4月から、吉井町に滞在し、地元を舞台にした映画制作を行ってきた映像アーティスト シルヴィア・マルテスさん（左上写真=中央、アフリカ系オランダ人）による完成作品の上映会（無料）と交流会を開催します。どなたでも参加できますので、お待ちしております。

■日時：6月20日（火）
午後6時30分～午後8時30分

■会場：白花綜（しらかべ）2階（吉井町1153-1）
※発表会終了後、マルテスさんとの交流会を開催（参加費2千円、要申込）

●申込み うきはブランド推進課
ブランド戦略係 TEL 76-9029

毎年6月は全国「食育月間」

国は「食育」の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」と定めています。

うきは市では、うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例を制定し、食育推進の一環として、JAにじ・うきは森林組合林業研究グループ等の協力により、市内の保育園（所）・幼稚園の年長児（6歳）を対象にした様々な食育体験事業を実施しています。



▲ 減塩みそ作り体験



▲ マイはし作り体験



▲ 米粉入りピザ作り体験

問=問い合わせ、HP=ホームページ参照

断酒会 7月の開催日

お酒を断めようと思っても断められない方、お酒の異常飲酒でお困りの家族の方、断酒会に参加して一緒にお酒を断めましょう。

浮羽断酒友の会(午後7時・御幸 コミュニティセンター)4(火)、18(火)

問 中野淳一さん Tel090-3605-6724

浮羽断酒会(午後8時)

3(月)例会・総合福祉センター
7(金)家族会・総合福祉センター
10(月)例会・総合福祉センター
17(月)例会・筑後吉井こころホスピタル
24(月)例会・朝倉市総合市民センター
31(月)例会・総合福祉センター

問 舎川時義さん Tel76-3183

プレミアム付うきは市買い物券販売

うきは市商工会では、今年も地域内消費の喚起と地域経済活性化のため、プレミアム付商品券を販売します(販売額3億3333万円、プレミアム率10%・1冊1万円で販売)

使用期間=7/15~H30.1/14(6ヶ月、期限後は利用不可)事前予約後、引換期間内に本人確認の上、現金と引換え(申込み多数の場合は抽選、少なかった場合は引換日以降に販売)

問 商工会本所 Tel77-2239、支所 Tel75-3069 HP参照

働きたい!女性への就職応援講座

①座談会(10時~11時30分):6/28(水)「働く前に不安解消!」、6/30(金)「後悔しない会社選びのキホン」 ②セミナー:ママのための「お金」のはなし 6/29(木)10時~12時(託児無料) ③個別就業相談 6/28(水)~6/30(金)9時~17時、場所:福岡県子育て女性就職支援センター(筑後労働者支援事務所=久留米市合川町)、予約(6/27締切) Tel0942-38-7579 ※子ども同伴可

弁護士による市民向けセミナー

(相続)7/15(土)13:00~14:30、

筑後弁護士会館(久留米市篠山町)

問 久留米法律相談センター

Tel0942-30-0144 ※無料・予約不要

H29 福岡県介護支援専門員実務研修受講試験

試験日=10/8(日)、会場=福岡大学

(福岡市)・九州国際大学(北九州市)

受験申込書配付(申込も7/5まで)=

うきは市保健課介護・高齢者支援

係、浮羽市民課等 問 県介護支援

専門員協会 Tel092-431-4590

フォークリフト運転技能講座

7/21(金)~7/28(金)、学科=久留米

市人材開発センター、実技=久留米

市植木農業協同組合、対象=概ね40

~64歳の求職者(定員20名)、申込期

限7/11、受講無料、問 福岡県中高年

就職支援センター Tel092-477-6088

2017年度 九州アジア観光アイランド

特区ガイド育成研修の受講生募集

九州7県と福岡市、(一社)九州観光推進機構が、総合特別区域法に基づき指定を受けた「九州アジア観光アイランド総合特区」を活用し、アジアからの観光客を増やす目的で中国語・韓国語・タイ語の通訳ガイド(特区ガイド)を共同で育成するものです。研修を修了し、九州独自の口述試験に合格後、「特区ガイド」として福岡県知事の登録を受けることで、通訳案内士の国家資格を持たずとも、九州域内で有償の通訳案内を行うことができます。

対象言語=中国語・韓国語・タイ語、

募集(6/21まで)=福岡県分60名、

観光局観光振興課 Tel092-643-3457

市社会福祉協議会での相談

問 Tel76-3977(吉)吉井、(浮)浮羽

心配ごと相談=毎週火曜(吉)、金曜

(浮)9時~15時 ●弁護士相談(予約)=

奇数月第3木曜(吉)、偶数月第3木

曜(浮)13時~16時30分 ●司法書士

相談(予約)=偶数月第4木曜(吉)、

奇数月第4木曜(浮)14時~16時

●母子・父子・女性相談=奇数月第1

木曜(吉)、偶数月第1木曜(浮)9~

15時 ●心の相談(予約)=第3又は第

4月曜(吉)13時30分~15時

●行政相談=第2火曜(吉・浮)9時~

15時 ●人権相談=第2・3・4火曜(吉)、

第1・2・3金曜(浮)9時~15時

●障害者相談=6・10・2月第2月曜

(吉)4・8・12月第2月曜(浮)9時30

分~15時 ※詳しくは、社協だより

(毎月15日発行)を御覧ください。

市文化協会うきは会「日舞発表会」

7/9(日)10:00~16:00、白壁ホール

(吉井)、参加費500円(弁当・お茶付)

問 藤間 珠豊 Tel090-5920-2461

税務職員(高校卒業程度)募集

受験資格=①平成29年4月1日に

おいて高等学校又は中等教育学校

を卒業した日の翌日から起算して

3年を経過していない者及び平成

30年3月までに高等学校又は中等

教育学校を卒業する見込みの者、

②人事院が①に掲げる者に準ずる

と認める者 受付=6/19~6/28[受

信有効] ①申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

②原則、インターネット申込み(その他は下

記に問い合わせ) 試験日=①1次試験

9/3(日)、②2次試験10/11~10/20

の指定日 問 久留米税務署総務課

Tel0942-32-4461(自動音声「2」) HP

梅雨・台風が
くる前に！

屋根のリフォーム

瓦 雨とい 板金 塗装

屋根のことなら、何でもお任せ下さい。

地元うきは市に根ざし、おかげさまで創業42年。

屋根工事を通して、今後も地元の皆様へ貢献して参ります。

小さな修理から承りますので、お気軽にご相談ください。



地震対策も！



うきは市の屋根工事専門店

大力工事(有)

©福岡県知事許可(般22)第67835号 うきは市浮羽町浮羽 428-4

◎労働大臣認定かわらぶき1級技能士の店
◎安心、安全の「全国瓦工事業連盟」加入店
◎古民家鑑定士1級

お問い合わせは **☎0943-77-4640**
こちらから！

業界初* 健康告知なしでカンタンに入れる 女性のための保険

月払 **400円** 全年齢一律

お手頃な保険料に関心がある方へ

無告知型女性特有疾病一時金保険

なでして  保険



保険料は全年齢共通

20歳から79歳までの方が月払400円でお申込みできます。



女性特有の7つの病気を保障します。



保険金は一時金で最大10万円をお支払い

※無告知で入れる女性特有疾病一時金保険について（2016年11月現在さくら少短調べ）

通話無料

0037-6001-67253

受付時間

10~19時（日曜定休）

お気軽にお問合せください！

引受
保険会社



さくら少額短期保険株式会社 〒171-0014 東京都豊島区池袋二丁目16番13号 光ビル

保険募集
代理店

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

広告有効期限:2017年12月31日 承認番号【343-HNN. 1612】

うきは市同和問題啓発強調月間講演会

日時 **7月6日(木)** 午後7時30分～午後9時

会場 **白壁ホール(吉井町)**

うきは市吉井町1001番地4

手話通訳あり

託児あり(6月30日までに申し込み必要・無料)

**入場
無料**

講師 絆創膏の会

おおわん

のぼる

大湾

昇さん

演題 「出会いと表現～あることをないことにしない～」

■プロフィール■

1974年9月 徳島県に生まれる。

1999年3月 四国学院大学文学部教育学科卒業。

2005年から同和問題を中心とした、様々な人権課題についての講演活動を開始する。



7月は「同和問題啓発強調月間」です。

福岡県では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」として定めています。

今年も、県下一斉に部落差別をなくし、一人ひとりの人権が大切にされる住みよい明るい社会を築くために、啓発活動に取り組みます。

今なお、差別事象が跡を絶たず悪質化している状況において、うきは市民が同和問題の解決を自らの課題としてとらえ、差別を許さない意識の徹底を図るため、各種の啓発行事を実施し、市民をあげての差別をなくす運動を展開するものです。



●主 催 うきは市/うきは市教育委員会/うきは市人権・同和教育研究協議会
●問い合わせ 人権・同和対策室 人権・同和対策係 TEL0943-75-4984